

資料編

用語解説

用語	定義	掲載頁
アクティビティ	活動のことで特に、リゾート地などでのさまざまな遊びについてを指す。	53
アプリ	正式にはアプリケーションと呼ばれるもので、ゲームやメール・音楽プレイヤーといったオペレーティングシステム上で動くソフトウェアのこと。	51,53
インターンシップ	在学中に企業などにおいて、自らの専攻や、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。	49
街区公園	主に街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置されている。	50
介護離職	家族を介護するために仕事を辞めること。	24
キャリア教育	一人ひとりの勤労観や職業観を育てる教育のこと。	57
健康寿命	健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間。世界保健機関が2000年にこの言葉を公表した。	59
後期高齢者	後期高齢者医療制度（平成20年4月創設）の被保険者（75歳以上の人）を指す。	12,24
公共施設マネジメント	地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び活用する仕組み。	50
合計特殊出生率	人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の一つ。その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に子どもを生むとしたときの子どもの数に相当する。	9,10,21,32,33
コミュニティ	人々が共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団、地域社会、共同体のこと。	59,61,62
サロン	本来「客間」の意味のフランス語のこと。特にフランスで17～18世紀に流行した、教養ある上流婦人の客間で催された社交的集會を指す。	60
シルバー人材センター	高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織のこと。	42,60
人口置換水準	人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。本戦略策定時点では、平成24年国立社会保障・人口問題研究所推計の2.07が最新の人口置換水準である。	32
シンボリック	象徴的であるさま。	58
第二創業	既に事業を営んでいる事業所の後継者などが業態転換や新規事業に進出すること。	43
地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。各市区町村に設置される。	60
地産地消	地域で生産されたものをその地域で消費すること。	44,63
特定不妊治療	医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療。体外受精及び顕微授精が含まれる。	56
都市計画マスタープラン	正式には、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定める計画。	35,50
認知症サポーター	認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくボランティア。認知症サポーターには講座実施主体者を通じて、全国キャラバン・メイト連絡協議会より、ボランティアのシンボルグッズである「オレンジリング」を授与する。	60
認定農業者	経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。	43

用語	定義	掲載頁
バリアフリー	本来、住宅建築用語で使用するもので、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となる段差を取り除くという意味。広くは障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。	52
ビオトープ	動物や植物が恒常的に生活できるように造成または復元された小規模な生息空間。公園の造成・河川の整備などに取り入れられる。	53
ファミリー・サポート・センター	地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織を指す。	56
フラッグシップ	艦隊の司令官が乗って指令・指揮を行う軍艦から転じて、多くの同類の物の中で最も重要なもの、企業の商品やブランドの中で最上級や最高級のものなどを指す。	54
平均寿命	0歳児が平均してあと何年生きられるかという指標。若い人の死亡が多いと、平均寿命は引き下げられる。	11,59
ベッドタウン	大都市周辺の住宅地域や小都市のことで、住宅衛星都市とも呼ばれる。	19,31,38,39
防災士	“自助”“共助”“協働”を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、日本防災士機構が認証した者。	61
ホームステイ	留学生などが、その国の一般家庭に寄宿し生活体験をすること、または、その制度。	57
ボランティア	自分から進んで社会活動などに無償で参加する人。	57,60,61
有害鳥獣	イノシシ・カラス・ニホンザル・シカ・クマ・キツネ等農林水産物の食害・悪戯・人間を襲うなどの害を為す動物のこと。	44
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者。	61
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。	49
FreeSpot	無線LANでインターネットにアクセスできる環境を利用者に開放し、自由に利用できるようにしたサービス。	67
ICT	Information and Communication Technologyの略。日本ではすでに一般的となったIT(=情報技術)の概念をさらに一歩進め、ITに通信コミュニケーションの重要性を加味した概念。	58
KPI(重要業績評価指標)	Key Performance Indicatorの略。施策や事業ごとの進捗状況を検証するために設定する指標。	36,42等
NPO	Nonprofit Organizationの略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。	53,61
PDCAサイクル	Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り組むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。	36
U・I・Jターン	Uターン…地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。 Jターン…地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。 Iターン…地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。	46
Wi-Fi	パソコンやテレビ、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機などのネットワーク接続に対応した機器を、ワイヤレスでLAN(Local Area Network)に接続する無線LANの技術。	67

1 笠松町地方創生総合戦略審議会 諮問・答申

(1) 笠松町地方創生総合戦略の策定について(諮問)

笠企第124号

平成27年7月1日

笠松町地方創生総合戦略審議会 会長 様

笠松町長 広江 正明

笠松町地方創生総合戦略の策定について(諮問)

笠松町地方創生総合戦略審議会設置条例(平成27年3月18日条例第17号)第2条の規定に基づき、笠松町地方創生総合戦略の策定について諮問します。

(2) 笠松町地方創生総合戦略の策定について(答申)

平成27年10月15日

笠松町長 広江 正明 様

笠松町地方創生総合戦略審議会
会長 岩井 弘榮

笠松町地方創生総合戦略の策定について(答申)

平成27年7月1日付け笠企第124号によって本審議会に諮問のあった標記の件について、5回の慎重な審議をした結果、「笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」を取りまとめましたので、下記の意見を付して、別添のとおり答申します。

記

- 1.本戦略の基本方針及び笠松町第5次総合計画の将来像である「“ひと・まち・自然”輝く創造文化都市」の実現に向け、戦略に掲げた4つの基本目標と各種施策の重要業績評価指標(KPI)が達成できるよう、最善の努力をされるよう要望する。
- 2.本戦略の推進にあたっては、施策の趣旨や内容、進捗状況の検証結果などを町民にわかりやすい形で公表するよう努められたい。
- 3.本戦略の実施にあたっては、町民と認識を共有し、広く理解と協力を求め、町内企業や諸団体等も含めた協働によるまちづくりを進められたい。
- 4.本戦略は、5年間の計画であるが、笠松町人口ビジョンにおける人口の将来展望をふまえ、今後の社会経済情勢などの変化の把握に努め、内外の動向等にも十分留意し、PDCAサイクルの下、柔軟かつ着実に町政運営を進められたい。
- 5.本戦略の基本目標達成に、より効果が期待できる施策については、国や県から支援も得ながら、積極的に周辺自治体等との連携を推進されたい。

以上

2 笠松町地方創生総合戦略審議会設置条例

平成27年3月18日条例第17号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を総合的かつ計画的に推進するため、笠松町地方創生総合戦略審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の検証に関すること。
- (3) その他総合戦略に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他町長が必要と認める者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画環境経済部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

3 笠松町地方創生総合戦略審議会 委員名簿

No	分 類	組 織 名 等	氏 名
1	住民	町内会連合会 会長	奥 田 英 輔
2		道徳のまち笠松推進会議委員 代表	葛 谷 昌 彦
3		羽島郡PTA連合会 会長	○ 岩 村 雅 人
4		羽島郡PTA連合会 母親代表	足 立 さおり
5	産業	笠松町商工会 会長	岡 田 悠 子
6		笠松町農業委員会 会長	岩 田 壽
7	行政	笠松町社会福祉協議会 会長	森 英 信
8		笠松町母子保健推進員 代表	樋 口 史 子
9		笠松町男女共同参画推進懇話会 会長	久 納 万里子
10		笠松町議会 議長	船 橋 義 明
11	教育	羽島郡二町教育委員会 教育委員	◎ 岩 井 弘 榮
12	金融	十六銀行笠松支店 支店長	汲 田 直 人
13	労働	株式会社光製作所 社員代表	浅 野 和 成

◎会長 ○副会長(敬称略)



4 笠松町地方創生総合戦略策定の経過

年	月日	項目内容
平成27年	5月8日	第1回 笠松町地方創生推進本部会議
	6月1日	第2回 笠松町地方創生推進本部会議
	6月～8月	笠松町地方創生推進本部プロジェクトメンバーによる地方創生(交付金)事業案の検討
	7月1日	第1回 笠松町地方創生総合戦略審議会(諮問)
	7月7日～21日	町民意識調査(16歳以上の町民、中学生、小学6年生)の実施
	7月～10月	笠松町地方創生推進本部専門部会員による地方創生事業案の検討・調整
	7月28日	第3回 笠松町地方創生推進本部会議
	8月6日	第2回 笠松町地方創生総合戦略審議会
	8月26日	第4回 笠松町地方創生推進本部会議
	9月1日	第5回 笠松町地方創生推進本部会議
	9月3日	第3回 笠松町地方創生総合戦略審議会
	9月4日～23日	パブリックコメントの実施(意見総数:0件)
	9月14日	岐阜女子大学文化創造学部浅野弘光教授から、笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について意見聴取
	9月25日	第6回 笠松町地方創生推進本部会議
	9月28日	第4回 笠松町地方創生総合戦略審議会
	10月2日	岐阜公共職業安定所雇用開発部長から、笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について意見聴取
	10月7日	第7回 笠松町地方創生推進本部会議
	10月15日	第5回 笠松町地方創生総合戦略審議会(答申)
	10月26日	笠松町議会全員協議会で笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略を報告
	10月29日	笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定

5 笠松町地方創生総合戦略 策定体制

